		※ 発信年 処 通信日付印 理事項	月 日 整確認印	理番号 事務所	图 管理番	号 申告区分	
受付印平成	<u></u> 年 月 日	項		法人	<u>/                                    </u>	申告年月日	
	京	丹後市	ī 長 #	漾		年 月 日	
所 在 地					税の平成年	月月日	
(本市町村が 支店等の場 合は本店所	この申告の	2. 法人	告書の提出による。 税の平成 年 決定・再更正による。	月月日			
「電話 (電話 ) (電話 ) ( (電話 ) ) ( ( まりがな ) ( ( まりがな ) ) ( まりがな ) ( ( まりがな ) (				事業種目			
法人名		資本金の額	兆 十億 百万	千 円			
				資金の額 本金の額及び			
(ふりがな)   代表者   経理責任者				り額の合質額			
氏名印 氏名 資本金等の額 1							
平成 年 月 日から平成 3 「	年 月 日までの 事 要	業年度分又は の 市 結事業年度分 の 市	町 村 民 税 の 課 税 柞	票 準 概率 [[	申告書 ※	N M	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法ノ		1	十億百万	千 円	172	M	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②			1111				
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額 ③							
還付法人税額等の控除額							
退職年金等積立金に係る法人税額							
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤				000	十億 百万	千 円	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥ × ②)				000		1 1 1 1	
外国の法人税等の額の控除額 8							
仮装経理に基づく法人税割額の控除額						1 1 1 1	
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨						0.0	
既に納付の確定した当期分の法人税割額						00	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額							
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫ 均				m. 14 le		00	
<u> </u>						0.0	
既に納付の確定した当期分の均等割額				Ų (i		00	
額 この申告により納付すべき均等割額 ⑤-⑥ この申告により納付すべき市町村民税額 ③+⑰				(i	<del>                                     </del>	00	
(8のうち見込納付額				(i			
差 引 18-19				2		1 1 1 1	
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等				分割基	進 当該	市町村分の均等 税率適用区分に	
名 称 事務所、事業所又は寮等の所名			当該法人	の全従業者数 春のうの	ち当該市町 割の )従業者数 用 V 人	・ る 従 業 者 数 人	
				/			
\(\rangle \) ⇒i			<u>a</u>	人②			
台		決算確定の日	平成年	<u></u> 日	法人税の申告		
区 名 ※ 月数	( 従業者数 均等割額	解散の日	平成年		中の妊娠	青色・その他	
指場	0.00	注人種の期末現在の資本会等の	平成 年		翌期の中間申 円 告の要否	要・否	
定合都	00	この申告が	平成年	月 日か	ら 法人税の申告 期限の延長の	有・無	
市の	00	場合の計算期間 還付を受けよう		月 日ま	で処分の有無		
に⑮ 申の	00	とする金融機関	1	銀行		支店	
告	00	及び文払力は	三 口座番号(	晋週・当座)	十億 百万	手 円	
す計し、「	00	還付請求税額					
	00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額					
関与税理士 署 名 押 印			(電話 )				